

第 54 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 54 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和3年11月16日（火）14：58～15：30

会場：農林水産省 第2特別会議室：本-467

（W e b会議）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

牛海綿状脳症（B S E）に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（諮問）

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1-1 牛海綿状脳症（B S E）をめぐる情勢

資料1-2 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

資料2 諮問文

- 参考資料 1 牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考資料 2 高病原性鳥インフルエンザの対策について

○星野室長 こちら、事務局の星野でございます。

お時間よりも少し早いようでありますけれども、関係する方々、皆さんおそろいになりましたので、これから始めたいというふうに思います。それでは、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第54回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当いたします、動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、局長の小川より挨拶を申し上げます。よろしく願いします。

○小川局長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。第54回家畜衛生部会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

初めに、高病原性鳥インフルエンザについてです。既に、今シーズン国内で3例目となる発生が確認されました。また、豚熱については、ワクチン接種農場での発生が継続しております。このような発生状況を踏まえ、農林水産省としましては、引き続き防疫指針等に基づき、発生予防及びまん延防止に万全を期してまいります。

さて、本日の家畜衛生部会の議題である牛海綿状脳症（BSE）につきましては、本年9月11日をもちまして、国内で1例目が確認されてから20年が経過しました。国内においては、これまでに36例の発生が確認されておりますが、特定危険部位の除去や飼料規制、検査体制の確立などの対策の実施により、2002年生まれの牛を最後に国内での発生はなく、我が国は2013年5月のOIE総会において、無視できるBSEリスクの国に認定されております。

一方、今年度に入ってから、ブラジルやドイツなど、海外では非定型BSEを中心に、依然発生が確認されており、引き続き飼料規制や特定危険部位の除去など、リスク管理措置を確実に実施していくことが重要と考えております。

本日は、BSEをめぐる情勢につきまして、事務方から御説明さしあげた後、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について諮問をさせていただきます。

本日は、ウェブを併用しての開催となりますが、委員の皆様には専門的な見地からの忌憚のない御意見と活発な御議論をお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本

日はどうぞよろしく願いいたします。

○星野室長 ありがとうございます。

さて、現在、家畜衛生部会の委員の先生方は19名でございます。本日は14名の委員の先生方に御出席あるいはウェブでの参加ということになってございますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま御紹介ございました局長の小川局長、それから参事官の熊谷、動物衛生課長の石川、そして動物衛生課国際衛生対策室長の沖田、それから動物衛生課の青山補佐、永田補佐、そして畜水産安全管理課の吉戸補佐が出席しているところでございます。

また、本日はウェブを併用しての開催となりますので、連絡あるいはラインの関係で御不便をお掛けいたしますことがあることを、最初にお断りしておきます。

それでは、これまででカメラの撮影は終了となりますので、メディアの方々におかれましては御退室をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付あるいは既にお送りしている資料、順番に御説明していきますと、まず議事次第、それから本家畜衛生部会の委員の方々の名簿。そして、資料1-1としてBSEをめぐる情勢について、資料1-2として特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて、それから、2、諮問文。それと、参考資料1としまして現行の牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針、参考資料2としまして高病原性鳥インフルエンザについてでございますので、御確認をお願いします。

冒頭、局長の小川より話がありました今年度の鳥のインフルエンザの発生状況につきまして参考資料2に記載しておりますので、お手隙のときに御確認を頂ければというふうに思います。

資料等につきまして、届いていない、あるいは乱丁・落丁等ございましたらば、事務局の方にお申し付けをお願いします。

それでは、議事に入る前に、事務局よりBSEをめぐる情勢につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1-1を御確認ください。ページ順番が、いろいろと入れ替わりになります。まず、国内の情勢について御説明をさせていただきたいと思っております。

ページ番号、2ページ目、我が国におけるBSEの発生状況ですけれども、棒グラフの上の方、まず、これは年次別に発生報告ありますけれども、平成13年、2001年に我が国で初めてBSEが確認されて以降、2009年までに36頭が報告されております。

また、それぞれの発生につきまして、年次別で見たのが次の下の棒グラフになりますけれども、特に96年生まれ、2000年生まれで12頭、13頭ということで、国内の発生のお誕生日のピークが見られております。

そして、2001年、平成13年に確認されて以降、2001年10月から、法律に基づきまして飼料の規制を開始をしております、これまで18年間、2002年の発生を最後に国内では18年間、国内生まれの牛についてのBSEの報告はなされておられません。

これがBSEの発生状況でございます、1ページの方に戻っていただきますと、それらの発生を踏まえた対策について、まず農林水産省側の対策、これは農場側の農場における対策、それから、と畜場における対策としましては厚生労働省側で行っております。

初めに、農林水産省、要するに農場側の対策としましては、一番大きな柱となりますのは一つ目のポツ、飼料規制になります。これは感染経路の遮断ということで非常に重要な対策になってございまして、真ん中のポンチ絵を見ていただきますと、まず、反すう獣由来の肉骨粉等につきまして、海外から持ち込まない、また、国内の農場へ与えないということでの規制をしっかりとやること。

それから、二つ目、大事なのが、この対策がしっかりと有効的に活用しているのかどうかの確認という意味で、死んだ牛、死亡牛のBSEの検査も行っております。同じ真ん中のポンチ絵の下の方を見てください。死亡牛の検査につきましては、カテゴリーは大きく三つに分かれておまして、一般的に死んだ牛、要するに何の異常もない通常死んだ牛につきましては96か月以上が対象。そして、起立不能の牛につきましては48か月齢以上を対象。特定症状、この特定症状というのが、正にこのBSEの指針に基づきまして、例えば治療の効果がない興奮している牛、あるいは音や光に非常に過敏な牛、あるいは原因不明で進行性の神経症状が確認された牛など、BSEの疑いを非常に強く疑われるような特定症状あるいはBSEに特有の症状に似ている症状を持っているものについては、全月齢につきましての対象としております。

また、一方で、厚生労働省の方におきましては、食の安全という観点から、と畜場におきまして、まずは異常プリオンたんぱく質が非常に蓄積される部位としまして、特定危険部位を除去するという。この特定危険部位というのは、米印がありますけれども、全

月齢の扁桃、回腸遠位部、あるいは30か月齢を超えた牛の頭部あるいは脊柱、脊髄ということになっております。

それと同じように、と畜時のBSE検査ということで、現在では起立不能などの神経症状を呈する牛につきまして24か月齢以上のものを対象ということで、こちらが対策の大きなあらましになっております。

それでは、飼料規制につきまして、ちょっと御説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。

農場側のBSE対策の一番の柱となります飼料の規制につきまして、御存じのとおり、BSEの感染経路というのは、生後1年まで、幼少期に異常プリオンたんぱく質が混入されたと思われるような餌を摂取することによって、体内に異常プリオンたんぱく質が蓄積をしていって、脳のスポンジ状の症状を示すことによる神経症状と言われておりますので、まずは体の中に入れないということがございます。

その見直しの経緯につきまして、左の方を見ていただきますと、平成13年10月に、まずは肉骨粉、魚粉、動物性油脂ということで、動物由来の全てのたんぱく質を原料とする餌の製造と利用をまずは一旦シャットダウンしました。その後、知見に基づきまして、平成17年には豚肉、17年、20年には豚に関しまして、豚利用、鶏利用、魚利用について開けていった。それから、平成27年には、牛につきまして、今後は養魚、この間に、平成25年には、後ほど説明しますけれども、対策の効果が認められておりまして、国内でOIEによりまして我が国は無視できるBSEリスク国ということで、いわゆる清浄国と、いわゆる清浄化というふうに考えていただければいいと思いますけれども、無視できるリスクの国ということで認定を頂いております。そして、その後27年には、牛由来のものは魚へ、30年には、めん山羊・馬については魚へ、そして令和2年においては、馬のものは豚・鶏へということで徐々に開いているところでございますが、右の方で、概要について表を示しておりますけれども、依然、牛に対しての動物由来たんぱく質を餌として与えるということについては、全て規制をかけているところでございます。

それでは、月齢の変化について少しお話をしたいと思っておりますけれども、6ページを御覧ください。

最初、発生した頃はなかなか知見が分からなかったんですけれども、だんだんいろんなデータが集まっていきまして、徐々にBSEの検査につきましても、月齢を引き上げているところでございます。

平成13年当時は、と畜場においても農場においても、全月齢が対象。そして、農場においては、今まで死んだ牛を検査するという体制がなかったものですから、しっかりと体制を整備して、平成15年からは疑いのある牛、特定症状のあるものは引き続き全月齢ですけれども、起立の不能や、あるいは通常死んだ牛については24か月齢以上が対象ということで検査を開始しているところでございます。

引き続き、農場の方を見ていただきますと、その間に、平成25年に清浄化、無視できるリスク国としてO I Eから認定を受けた後、平成27年に大きく見直しをしております、特定症状につきましては引き続き全月齢でございますけれども、起立不能牛につきましては48か月齢以上、一般的な死亡牛につきましても48か月齢以上ということで、月齢を引上げております。その後、平成31年には、一般的な死亡牛について96か月齢以上ということで、現在の死亡牛の検査に至っております。

また、と畜場の方につきましては、25年、清浄国になるまでは、月齢の見直しをはしているものの、実態としましては全月齢の検査をしていたところでございまして、実際には25年7月から無視できるリスク国になった後、症状が見られるような牛、いわゆる起立不能とかが見られるものは24か月齢以上、そして、健康牛については48か月を超える牛が対象ということでしたけれども、29年からは、その健康牛についても検査をしておりませんので、こういった形で現在に至っているということでございます。

そのことを踏まえまして、5ページをちょっと見ていただけますか。

こういった対策をしっかりと取るということで、我が国もその後発生も見られていないことから、2013年、平成25年5月にO I Eにおきまして、B S Eのステータスである最上位で無視できるB S Eのリスクの国ということで認定を受けました。そのときは、非常に、平成13年から12年間掛けての我々、生産現場あるいはと畜場の方々、それから関係者の皆さんの御協力によりまして大変な成果を得られたということで、時の大臣の方からも、関係皆様の不断の努力によつての成果だということで評価を頂いているところでございます。

続きまして、海外の方に目を転じていただきますと、ページでいいますと、3ページに戻ってください。

これが世界の発生状況でございますけれども、92年に世界的にはピークに、頭数でいえばピーク、これはほとんどイギリスでございます。イギリス、ヨーロッパで確認がされておりました、その後、2006年ぐらいまで各国でも対策が進められておりました、徐々に頭数も減ってきておりました、現在では2020年に3頭、2021年に6頭ということで、非常に

数が少ない頭数で推移をしているところでございます。

最近では、4ページ目、御覧ください。

ヨーロッパあるいはブラジルというところでの発生が確認をされているところでございます。

これが現在の国内外の発生の状況、それから対策の概要ということで御説明をさせていただきました。

以上でございます。

それでは、今のがBSEをめぐる情勢ということで御説明をさせていただきましたが、ここからは、実際、議事進行に移りたいというふうに思いますので、柚木部会長の方をお願いをしたいというふうに思います。柚木部会長の方、よろしくお願ひいたします。

○柚木部会長 それでは、しばらくの間、議事の進行を務めさせていただきます。

初めに、農林水産大臣からの諮問であります牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○星野室長 それでは、変更のことにつきまして、御説明をさせていただきます。

資料1-2を御覧ください。

冒頭、今ほどBSEをめぐる情勢ということで、最近の状況について御説明をさせていただきましたが、まず、今回の諮問の背景でございますけれども、特定家畜伝染病防疫指針につきましては、家畜伝染病予防法第3条の2に基づきまして、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえまして、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更することとされております。

BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針につきましては、死亡牛などの検査やBSE発生時の防疫対応等については定めておまして、本指針は平成31年4月1日に一部変更をしております。その後、本日までに3年間経過したということですので、現在の体制をもう一度専門家の皆さんに確認を頂き、必要であれば、本指針の見直しを行いたいというふうに思っております。

現状及び見直しの方針というところでございますけれども、飼料規制あるいはサーベイランスなどのBSE対策の徹底によりまして、平成25年5月にOIEの「無視できるBSEリスク」の国として認定をされました。その後も、国内のBSE対策の変化などを踏まえまして、種々対策を継続しております。見直しをしております。同認定は、引き続き維

持をされておりました、前回の本指針改正以降は、特段のリスク、国内のリスクについては変化はないというふうに考えております。

したがって、本指針に規定するBSE対策については、これまでどおり実施をしていくということ。ただ、一方で、昨年の家畜伝染病予防法の改正がございまして、そういったことから、家畜の所有者の責務の追記など、事務的な手続を行いたいというふうに思っております。

ここで、法律の改正について、若干御説明をさせていただきますと、資料1-1のめぐる情勢の8ページを御覧ください。

令和2年になりますけれども、昨今、豚熱の国内での発生、それからアフリカ豚熱のアジア地域における流行、感染拡大ということで、国内においてはイノシシなどの野生対策の強化、飼養衛生管理基準の徹底、そしてまたアフリカ豚熱につきましては輸出入検疫の強化ということが叫ばれておりました。

そういった中で、改正の概要、左の方を見ていただきますと、柱としましては、2番目の家畜の所有者あるいは国・都道府県・市町村・関連事業者の責任を非常に明確にしていこうということ。それぞれがそれぞれ、何をやらなければいけないかということ。そして、一番大事なのは農場に病気を入れない対策、いわゆる飼養衛生管理基準をしっかりと遵守していただくために是正措置を取ったところでございます。

主には、①衛生管理区域、これは農場のエリアになりますけれども、そこに入るときに、入るときではなくて、出るときも含めての消毒をしっかりとやりましょうということ。それから、②としましては、農場の衛生管理区域の中をしっかりと管理する責任者を置こうということ。それから、飼養衛生管理につきまして、現場の指導に当たるときには、国が指針を定め、都道府県が地元の実態をよく把握した上で計画を作るということ。こういったことが、この法律の改正になっております。その他、豚熱に特有の対策等もございませけれども、本日の説明は割愛をさせていただきます。

先ほどの資料1-2に戻りまして、こういった法律の改正がございましたので、こういったことも、これを機会にBSEの指針の方にも反映をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、加えまして、資料1-2の2ページ目、参考を御覧ください。

今までの御説明しましたのは、(1)から(5)までは御説明させていただきましたが、(6)に今後の動きとしまして、これは情報の提供にもなりますけれども、OIEに

おきまして、現在、BSEステータス認定あるいはサーベイランスに関する規定についての牛群のリスクに応じた内容とする改正を検討中ということでございます。

具体的には、先ほどの、また資料1-1のめぐる情勢を見ていただきたいと思いますんですが、ページ数でいいますと10ページになります。

OIEの中には、それぞれの病気のコードを見直す委員会がございますけれども、その中におきまして、現在議論が進められておりますのはBSEの定義。これは定型だけではなくて、非定型のBSEについても、特段リスクのステータスに影響はしないものの、定義の中には追加をしていこうということ。

それから、症例の発生と無視できるステータスの回復ということで、8歳未満の牛で発生があった場合は無視できるリスク国は一旦停止となりますけれども、感染源の特定や低減措置、低減措置というのは、いわゆる飼料規制に当たりますけれども、原因究明とか飼料規制がきちんと行われていて、牛群での生産段階でのプリオンの循環がないということが確実に分かった段階で、またステータスが回復できるような仕組みを作ろうということです。

それから、サーベイランスの方法としましては、現在、先ほど説明しましたように、月齢に区切って、積極的に検査をして、そして、それをポイント化していくことで国内の清浄性の維持を確認をしているところなんですけれども、今後は、BSEの兆候を有する、例えば起立不能とか、特定症状が見られるような牛につきましては、通報を頂くとともに、そういったものを検査するパッシブサーベイランスに切り替えていこうという案でございます。

そして、輸出入に係る貿易禁止品につきましては、全月齢での扁桃というのは除外と、こういったことが現在、OIEのコードの方でも議論が続けられているというふうに聞いております。

今回は、このOIEのコードにつきましては、特段この指針に反映をするということはまだできませんけれども、今後はこういったことも考えながら、また指針の方にも考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上が、現在の見直しに関する事務局の方の方針と案でございます。

○柚木部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして、委員の皆さんから御意見、それからまた御質問等ありましたら、お願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。いかがですか。ど

なたか、ございませんか。

○山口臨時委員 前半の資料の方を含めて質問してもよろしいですか。

○柚木部会長 それでは、冒頭に説明のありましたBSEをめぐる情勢の資料も含めての御質問等ということで、山口委員お願いします。

○山口臨時委員 北海道の山口なんですが、前半の資料の中で、飼料規制も行われている中イギリスにおいて定型の発生があったということですが、O I Eのホームページを見ても、はっきりとした原因というのは出ていなかったんですが、日本も同じように、EUでは規制されている中でなぜ定型の発生があったのか、何か原因が分かっていたら教えていただきたいということと、2点目なんですが、資料の9ページ目の中で、養魚用の飼料とか、牛・めん山・山羊の肉骨粉等の利用において、魚の餌であるとか肥料としての利用もあると思うんですが、なかなか利用が進んでいないと聞くんですけども、肉骨粉の処理については、焼却以外の利用の促進についても考えていく必要があると思いますが、利用の状況などというのはどうなっているのか教えていただければと思います。

○沖田室長 それでは、国際衛生対策室長の沖田でございます。

イギリスの件について、私の方から、現状を御説明をさせていただきます。

今御指摘あったとおり、英国の最近直近の発生は、これは定型のB S EということでO I Eの方に通報されております。ただ、通報はされておまして、分かっていることは、これが乳牛であるということ、それから、農家はその神経症状があったのを見て、まずは乳熱の疑いとして安楽殺を行ったというところで、そして、これが年が48か月以上だったということで、国内のサーベイランスの対象だったので網に引っかかったということで、検査で陽性になったというのが経緯でございます。

当局も、これは疫学調査を今現在実施しているということについては発表しております。

O I Eの方に報告をしておまして、実施をしているということは承知をしておるんですが、その後、それによって何かが分かったというところまでは、まだ情報がございません。引き続き我々もその在京の大使館等を通じて情報を収集しているところですが、現時点では調査を行っているというところまででございます。

○柚木部会長 よろしいですか。

○山口臨時委員 はい。

○吉戸課長補佐 畜水課の吉戸と申します。

2点目の御質問の飼料利用の件なんですけれども、資料の9ページで、おっしゃるよう

に、牛・めん羊・山羊由来の肉骨粉等については、飼料としては養魚用飼料に限って認めているという状況ではございます。こちら、制度としては、一定の要件として、養魚用に限って、ほかの家畜用の餌に混入しないようにといった措置も講じた上で利用することは認めているという状況でございますけれども、あとはニーズの面で、なかなか使いたいという声がないと、なかなか飼料の製造というふうには至らないので、そういった状況で、現在はさほど使われていないという状況でございます。

以上です。

○柚木部会長 よろしいですか。ほかに御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

特にないようでしたら、この審議に当たっては、当部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、また技術的な事項を審議する必要がありますので、今後はプリオン病小委員会におきまして審議を進めていただきたいと思いますというように思います。

そのほか、日頃の家畜衛生の取組につきまして、先ほど鳥インフルの話もございましたけれども、この機会に委員の皆さんの方から御意見、御質問等あれば出していただきたいと思いますというふうに思います。いかがでしょうか。特にございませんか、どうですか。よろしいですか。

それでは、特にないようなので、今日の部会は、これで終了させていただければと思います。

それでは、進行の方を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○星野室長 ありがとうございます。

それでは、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更につきまして、資料2のような形で諮問をさせていただきたいというふうに思いますので、先ほど柚木部会長からもございましたように、この後、プリオン病小委員会の方で内容について御審議いただきまして、また、それをもちまして、部会の方を開催をさせていただきたいというふうに思っております。委員の皆様の方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は御議論いただき、ありがとうございました。

最後に、参事官の熊谷より御挨拶を申し上げて締めたいというふうに思います。よろしく願いします。

○熊谷参事官 委員の皆様、大変お疲れさまでございます。

BSEに関しては、国内での発生1例目確認以降、20年を経過している状況でございます。また、冒頭、局長からお話があったとおり、渡り鳥の飛来シーズンを迎えて、鳥インフルエンザの発生確認が3例見られているということ、また、野生イノシシの中で豚熱が確認されている中で、飼養豚でのワクチン接種農場での陽性確認と、このような状況になってございます。農林水産省としましては、引き続き、それぞれの防疫指針等に基づきまして、生産者団体や自治体と連携しまして、発生予防及びまん延防止に万全を期していきたいと思っております。引き続き御指導と御助言、お願い申し上げまして、会議終了に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

○星野室長 どうもありがとうございました。これで本日の部会を締めたいというふうに思います。

午後3時30分 閉会